

昭和二十九年三月二十六日(金曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君
委員 久雄君 堀中村 幸八君
理事 福田 一君 理事 山手 満男君
理事 永井勝次郎君 理事 加藤 鏡造君
小川 平二君 小金 義昭君
始関 伊平君 田中 龍夫君
土倉 宗明君 坪川 信三君
馬場 元治君 村上 勇君
笹本 一雄君 長谷川四郎君
加藤 清二君 齋木 重一君
伊藤卯四郎君 川上 貫一君

出席政府委員

通商産業 古池 信三君
政務次官 川上 為治君
通商産業事務 官(鉱山局長) 岡田 秀男君
中小企業庁長官 岡田 秀男君

委員外の出席者

通商産業事務 官(通商局長) 牛場 信彦君
中小企業金 融公庫總裁 坂口 芳久君
専門員 谷崎 明君
専門員 越田 清七君

三月二十五日

天北炭利用工業化促進に関する請願
(武田信之助君紹介)(第四〇三〇号)

米国の可燃性織物輸入禁止措置対策
に関する請願(助川良平君紹介)(第
四〇三二号)

一般電気供給事業者の兼業投資に関

する請願(田中織之進君紹介)(第四
〇三五号)
同(高津正道君紹介)(第四〇三六
号)

電源開発関係資金増額等に関する請
願(池田清志君紹介)(第四〇三七
号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
連合審査會開會申入れに関する件
中小企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案内閣提出第三七号)
商品取引所法の一部を改正する法律
案内閣提出第三七号(子)

石油及び可燃性天然ガス資源開闢法
の一部を改正する法律案(内閣提出
第九八号)
石油資源探査促進臨時措置法案(内
閣提出第九九号)

○大西委員長 これより會議を開きま
す。
まず連合審査會申入れに関する件
についてお諮りいたします。ただいま
内閣委員會において行政機關職員定員
法の一部を改正する法律案を審議中
であります。本案について内閣委員
會に連合審査會開會の申入れをいたし
たと存じますが、御異議ございません
か。

○大西委員長 それではさよう決定
いたします。

○大西委員長 次に中小企業金融公庫
法の一部を改正する法律案を議題と
いたします。

○大西委員長 先般来この公庫法の一部
改正に關係をいたしまして、本委員會
で公庫の運用の問題について種々論議
がかわされました。その問題点は、も
う少し窓口に移ります一般中小企業者
の手にこたえて、気やすく迅速に公庫
資金を流してやるような方法を考へて
もらいたいということが中心でござい
ます。現在全国の窓口におきまして
は、各金融機關に割当てられており
ます。それに加えて甲方式のみを採
用いたしておりますために、金融機關
の方でも比較的危険視されておる中小
企業そのものについては、融資をする
ことを非常に躊躇をいたしておる実情
があるものでございまして、その辺から
非常に不平も出ております。公庫
の運営上いかかと思われような事
態が現われておるのであります。本委
員會におきましては、これは地方の金
融機關の責任の分担率、危険負担率
七割にも八割にもなつておるとい
うのであつて、なか／＼自分たちの負担
においてはそのようなものは相手にな
れない、こういうことが一つの大きな要
素になつておるだらう。それでありま
すから、この委員會においては、甲方
式による場合においても、金融機關の
代理店の危険負担をもう少し軽減して
はどうかという声が圧倒的に強かつた
わけでありまして、しかしながら公庫に

おいては、四月早々から乙方式も併
用して貸出しをされるという話であり
ますので、四月から乙方式をどうい
うふうに通達されるつもりか、どの程
度にあわせ行われるつもりであるか。
これは中小企業庁の長官と公庫の坂口
總裁の御両所から御答弁をお願いいた
します。

○岡田(秀)政府委員 昨年の九月に公
庫が貸出しをいたしましたから、実は公庫
の陣容と申しますか、事務処理能力さ
え有しますれば、そのときからすでに
乙方式によります貸出し、つまり代理
店では三割の責任を持ち、公庫が七割
の責任を持ちましてやつて行くこの乙
方式をすぐ採用して参りました。この
乙方式ですが、不幸にいたしまして
この公庫が自分の責任において審査を
するだけの能力を整備するのに時間か
かりまして、今日までこれを本格的
に取上げる段階に参っておりません。な
んどもこれはまだ遺憾に存するのであり
ます。その間公庫といたしましては
着々と関係方面の協定を得まして、最
近におきましては大体二十人見当の人
間を整備いたしまして、この乙方式
を一応本格的に取上げる態勢を整え
たのでございまして、従いまして来る四
月からの乙方式を今までと違ひまし
て本格的に取上げるということにいた
したのでございまして、ただ先ほど申
したように、陣容が二十人程
度でございまして、乙方式によりま
す申込み件数が非常に重なつて参りま
す。これを処理するのに時間がかか

るというところが予想されるのでござ
います。今後とも人間の充実その他に
は努力をいたしまして、かりに乙方式
によります申込みがどん／＼ふえて来
るというふうなことになるまでもさ
しつかえないような態勢を、今後とも
整備するように努めて参りたいと思
うのであります。希望をいたします。す
ば、少くとも四月から半年程度たちま
すれば、貸出額のうちの二、三割程度
のものが乙方式で処理できる、こうな
れば幸いであると思ふのでありまし
て、一応乙方式を正式にやるという
ことを天下に聲明いたしまして、その
出で来る状況と、それから事務処理の
状況とををら合せて、さらに乙方式
がだん／＼と浸透して行くような方策
をわれ／＼として参りたいと思
うのであります。さしたあたりの目標
をいたしましては、二、三割程度の
ところまで行ければまず一段階として
成功ではないかと考えております。

○坂口説明員 私からもお答え申し上
げます。ただいま岡田長官からお答
えのありました通りでございまして、来
月早々乙方式を実施して参りたいと思
います。ただいま長官からもお話のあ
りましたごとく、三月初めからその方
面の準備委員を命じまして、鋭意乙
方式の実施を早めるべく努力いたして
おります。お話の通り、乙方式になりま
すれば、金融機關の責任負担が少くな
りますので、代理店からの申込みも
その方面の希望も多かるうとは存じま
すが、しかしながら代理店のわくの関

係があるとお話でございまして、その点乙方式につきましては、実質上増わくなるような措置をいたしまして、乙方式を代理店が出すようにして参りまして、御希望のようになるべく大きい割合が乙方式に参りますよう持つて行きたいと思ひます。しかしながら先ほどお話のありましたように、乙方式を担当いたします職員は、ただいまのところは二十人見当でございまして、代理店からの書類がたくさん出て参りますれば、だん／＼に職員も充実いたしまして、なるべく迅速に処理できるようにいたしたいと考えております。

なお乙方式のやり方でございまして、やはり代理店貸付でございまして、代理店の意見をもとにいたしまして、書面調査によるの一応の原則といたしますが、しかしながらそのみというわけでないでありまして、実情に即しまして、むしろ公庫自身で実地に参りまして調べまして、貸付を実行して参りたいと思ひます。今後御意見を尊重いたしまして、乙方式につきましても従来代理店が取扱ひにくかつた種目につきまして貸付をいたしますと同時に、また従来代理店の方では取扱ひにくかつた諸種目につきまして、業種間の不均衡等もこの方式によつて資金の融通がなめらかに行くのではないかと、いうような点を考えながら、この方式をやつて参りたいと考えております。

○山手委員 ただいまの岡田長官及び坂口総裁の御答弁を承りました。特に総裁の方からは、従来窓口に中小企業者が参りますと、とかくわくがないとか何とかいうことに口実を設けて、融資を渡つたりいたしたような事態につきましては、乙方式を推進することにより、特に実質的にはそういうもののわくを広げるような形式をとつて、融資を円滑ならしめるという御発言でありまして、われ／＼はさうに御留意あらんことを特にお願いする次第であります。

次に、今そういうお話でありましたが、地方によりましては、中小企業金融に對して熱意の乏しい金融機関が間あるようであります。特殊のある県におきましては、非常に大きな存在になつておる金融機関でありながら、この金融公庫の複雑な手続そのほかをきつてか、熱意を示さないために、その県にはほとんどこの国家資金が流れておらないという地方がある。こういう熱意のない金融機関などについては、特に指導をされまして、全国民が各地方で潤うような措置を講じていただきたいと思ふ次第でございまして、この資金の流れがある県においては、たまたまその地の金融機関などについてそういう事態があるために、この恩恵に浴せないというようなことは、きわめて不平等でありますから、その点について御指導願ふかどうか、ここで御答弁を承りたい。

○坂口説明員 まことにごもつともな御意見でございまして、公庫といたしましては、資金の配分につきましては、各都道府県の中小企業の実情、分布状況を勘案いたしまして、代理店の活動が不活発なために、ある地方には出が少いという県も遺憾ながらあるものでございまして、これにつきましては、今後代理店を指導願ひいたしまして、そういうことのないように万遺憾なきを期したいと思ひます。また代理店によりましては、乙方式であればやりたいという代理店もその方面にはございまして、そういう代理店につきましては、乙方式が始まりますならば、その方面への資金があるいはよけい出るのじやないかということも期待いたしております。今後十分に御趣旨のほどを体しまして、各府県にまんべんなく私どもの資金がまわりますように努力いたしたいと存じます。

○山手委員 地方的にそういう事態があるものでありますが、もう一つ問題は、業種別にもできるだけ多くの国民に均霑さすという意味で、業種の指定についても特段の御配慮をお願いしたい。それはいろいろ、要望があります。クリーニング業とか理髪業というふうな理容師関係の業者というふうなもののについても、ぜひこの資金を出してほしい、こういう要望があるようでございます。これにはいろいろ問題もあつて、現在そこまで行つておらないようにも聞いておりますが、今この問題について即答をいたしたくなくとも、この限りでは業種を広く指定して、均霑をさしてやるように、今後特段の御配慮が望ましいと思ひますので、この点についてもこれは長官の方から御答弁をお願いいたします。

○岡田(秀)政府委員 業種の問題といたしまして、さしあたり私どもが今研究の対象にいたしておりますものは、クリーニング業と理髪業でございます。最近結論を出しまして、クリーニング業に關しましては修理加工という觀念に入る、理髪業は新規に追加をせねばならないということで結論を出しまして、今政令の中に理髪業を追加する準備を進めておりますし、クリーニング業に關しましては、公庫に對しまして私どもの方から正式な通牒を出しまして、これは入るのだという解釈を確定いたしましたし、処理いたしたい。この二つに關しましては結論が出て、今手続を進行中でございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○山手委員 大体先ほどの御答弁を私も承りました。そこでこの委員会でも特に要望をいたしておりますが、私の方で要約して申し上げますが、第一点は、貸出方式については、可及的すみやかに甲方式に併用して乙方式を採用され、乙方式が全体の三割程度にまで及ぶように運用をされた。第二点は、公庫の資金の流れ方についてであります。地方的に特に不均衡の起らないような指導をされた。第三点は、指定業種についても、今申し上げましたように、ちよつとしたことでも多く借りることができないような、なるほどと思われる業種については、できるだけ均霑さすような仕方を将来においてもとつていただきたい。以上の三点を特にこの委員会として要望をいたし、善処方を強くお願いする次第であります。

○古池政府委員 ただいま御要望になりました三つの点につきましては、政府といたしまして十分に御意見を尊重いたしまして、今後の行政運営の面に反映をさせて参りたいと思ひます。

○大西委員長 他に御質疑はございせんか。――それでは本案に對する質疑は終了いたしました。

引續いて中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案を採決いたします。本案に御賛成の諸君は御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○大西委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際お諮りいたしますが、本案の委員会報告書作成の件につきましては、先例により委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○大西委員長 それではさう決定いたします。

○大西委員長 次に石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案、石油資源探査促進臨時措置法案を一括議題といたします。質疑の通告がありますので、これを許します。長谷川君。

○長谷川(四)委員 石油資源探査促進臨時措置法案につきまして、次官並びに局長に伺います。私の質疑は第一、二条、八条、九条、二十一条、この五点に集約してお伺いをいたします。

第一、条におきまして、通商大臣は地域を指定して、積極的な石油資源の開発を行うことになつてゐるのでありますが、その地域指定の範囲はどの程度のものであるか、この点をまず明らかにしておかなければならないと思ひます。でございます、この法の骨子は、石油資源開発上の重要な地域を指定して、指定地域の鉱業権者から施業案によつて探査計画を提出させて、この探査計画の内容をさらに検討し、探査促進

進上必要がある場合は、施業案の変更勧告あるいは命令を発することによつて、強制的に探鉱を実施させるということにあると私は考えるのでございませう。地域の指定が小範囲に限られたり、あるいはきわめて少数の地域しか指定が行われず、この指示が無計画的に行われるときは、本法が十箇年の期限法であることを考えると、指定の効力はきわめて薄いと考えられるのでございませう。従いまして指定は、すでに立案された石油資源総合開発五箇年計画、この探鉱計画から、この地域指定の計画につきまして、明確なる答申が求められるべきものであると信ずるのでございませう。でき得れば初年度の地域指定の計画案の提示を求めることも必要であると考え得られるのでございませうが、この点につきまして、どのようなお考えになつて立法なすつたか、承りたいのでございませう。

○川上政府委員 地域の指定につきましては、私どもの方としましては、先般来研究して参つておりまして、石油五箇年計画によりまして大体きまつておりますような地域を指定したいというふうな考えでございます。大体北海道、青森、秋田、山形、新潟、そういう各県にわたりました、全国で百六十五箇所、それからポロリングの数で四百六十数本という計画になつておりますが、五箇年計画を遂行します関係から、私どもの方としましては今申し上げましたように、この五箇年なり六箇年の間にそれぐらいの地域を指定したいと考えております。初年度におきましては、助成金が一億三千万円程度でありますし、それからまた資金的な問題等も考へまして、さしあたり十二、

三箇所を今のところは予定しておりますが、来年以降につきましては、急速にこの指定の箇所をふやしたいというふうな考えておりますし、また初年度におきまして、今予定しておりますより十二、三箇所が、その途中におきまして資金的な点から申しまして、さらにある程度の余裕ができるということになりますれば、随時それはふやしたいというふうな考えております。それから、もちろん今長谷川先生のおっしゃいましたように、われわれ／＼としましては、この地域を指定するにつけては、非常に慎重にやらなければならぬというふうな考えておりますので、この第一条の三項にもありますように、石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会に諮りまして、十分各方面のエキスパートの意見を聞きまして、その上でその指定を告示したいというふうな考えております。

○長谷川(四)委員 第三条の規定によりますと、「通商産業局長は、指定地域内に存する石油を目的とする試掘権に係る試掘権者の施業案を変更しなければ、その鉱区の油層の状態を確認することができないと認めるときは、その試掘権者に対し、施業案を変更すべきことを勧告することができ」とある。このことになつております。この勧告あるいは命令はどの程度の範囲のものか、施業案の変更勧告あるいは命令が、もし届出のあつた部分についてのみ行われるとすると、すなわち、たとえば単に試掘井の深度を増減するとか、地質調査地域を多少増減するとかいふ程度のものであるとすると、その勧告あるいは命令による効果は、全然ないとは言

い切れぬかもしれないけれども、これによつてその大きな効果を期待することができない、私はこういうふうな考えます。むしろこの条の効果を明らかにしようとするならば、施業案の変更の意味を正確に解釈して、指定地域において新たな試掘の実施、あるいは届出のあつた試掘井数の増加、地質調査班の増加等の施業案の根本的変更も含むものとしなければならぬのじやないか、こういうふうには私は考えるわけでございませう。特に五箇年の長期探鉱計画を樹立しまして、これを効率的に、すみやかに成果を上げようとしておる現在、単に届出のあつたものの一部を変更することは、本法を制定して試掘権者の探鉱活動を活性化せうとする趣旨に、私は沿わないのではないかと考えます。国家的に見て、またひいてはその鉱業権者のためにも、何らか重要な石油の探鉱が、試掘権者の意思によつて実施できないことになるから、本条は当然広義に解釈をして行かなければならない、私はこういうふうな考えるのでございませうが、これに對しまして次官及び局長の御答弁をお願いいたします。

○川上政府委員 私の方といたしましては、この勧告なり命令につきましては、今お話がありましたように、相当広義に解釈して、そうして極力この施業案が、最も適正な、かつまた最も有効な計画でなされるような勧告なり命令をしたいというふうな考えております。

○長谷川(四)委員 八条であります。この規定によりますと、指定地域内においては、鉱業権者たる者が、石油の探鉱を実施しようとする場合は、試掘権の譲渡について、通商産業局長の許可を得て鉱業権者と協議できることになつております。探鉱を行おうとするものの具備すべき要件として、経済的なものは技術的基礎を有すべきことになつてゐるが、本法において現実には、どこどこであるか、また一度譲渡したものが再び譲渡を受けることができるか、この点をまず明確にしておかなければならないと思つてございませう。事実上右の資格要件を備えてゐると考えられるものは、まず帝石だとかあるいは日鉱程度のものと考えられるといふのは思つてございませうが、現在の諸種の企業または個人が、石油の探鉱に乗り出して来ると思はれ得る点もあつたと思つてございませう。従つてかりに日鉱が帝石から譲渡を受けて、また帝石が日鉱から譲渡を受けるようなことが可能になると思つてございませう。現在日鉱が帝石の実権をとらうとするときとまであつたというふうなことを聞いております。かようなこともありまして、将来の極端な場合を考えると、同一系統の間でやりとりをする。要するにピンポン玉の行つたり来たりするようなことばかりやつておつたのじや、この目的を達することができないわけではございまして、鉱区のやりとりが行われるだけでなく、それがいつまでたつても実際には開発に着手されないということになる。こ

切なる方法をとつて参りたいと存じます。

○川上政府委員 大体譲渡を受けようとするものが、どこ／＼かというふうなお話がありました。その地域については、私の方としましては、現在のところまだはつきり予想しておりませんが、現在鉱業権を持つております方々、指定された地域についての試掘は、私は十分できるのじやないかというふうな考えております。どういふ地区をどういふものに譲渡させようというふうなことは、現在全然考えておりません。ただ帝國石油以外に、それではどういふものが能力があるかという点になりますと、現在日本鉱業とか、あるいは石原産業とか、あるいはその他若干のものが、私はある程度の試掘についての経験なりあるいは能力を持つてゐると考えておりますが、非常にたくさんは数があるという点につきましては、私はそれはほゞないと思つております。やはり何と申しまして、帝國石油が最もこの点については経験を積んでおりますし、また機械その他の設備も持つておりますので、やはりこの指定地区

の開発につきましては、帝石が中心になることになると私は考えるのであります。

それから譲渡の問題につきましては、再度譲渡ができるかという問題でございますが、この問題につきましては、法律上はなるほど再度譲渡はできるようなつもりでありますけれども、大體この期限につきまして、一年間というふうな区分をしておりますので、やたらにやりとりするようなことは、私は現実の問題として許されなかつたと思つております。また私どもの方としまして、甲が乙に譲渡して、また乙が甲に譲渡するようなことは、絶対にしなかつたという考えを持っております。

○長谷川(四)委員 重大な問題ですからまた承ります。さしたくないというくらしい考え方では、もうすでに、やれを得ない場合にはさせるのだという腹が局長の中にはないのか。こうなつて来るといへん考え方が違ふと思うのであります。一旦譲渡したものが、一年たつて乙から再び甲にもどるといふようなあり方をしておつたのでは、その目的を達することができない。一たび譲渡したものは権利を放棄したという意味にも考えられるのだ。そういう場合には全部国家の管理にすべきだと私は思う。であるからその点だけは明らかにしておかなければならぬ。

もう一つ伺います。そこで秋田県の問題があります。秋田県は主要鉱区をたくさん持つてゐるが、これは同様ケースとして取扱うかどうか明らかにして置かなければならない。以上伺います。

○川上政府委員 この法律は先ほども申し上げました通りになつておるわけでございますが、私どもの方としては譲渡したものがまたあとで譲渡を受けるといふようなことは、この法律によりましては、資金的な問題とか、あるいは技術的な問題とか、あるいは誠実に實際であるという条件がありますので、そういうことは絶対にないと思つておられます。

○長谷川(四)委員 ないと思つたこととてなく、法律で解釈をして、たとえば裁判に付された場合には法律の解釈から行われることであるから、明らかにしておかなければならないと思つた。こういうことは絶対にさせないという建前をやつておるといふことを明らかにしてお答えを伺つておかないと困るのであります。

さらにそのほかに、もしそういう場合は国家管理——国家管理というところ、何かすべのものを統制を加えるのだというふうにお考えになるが、こういうふうなものは国家が当然管理すべきものである。であるから一たびいらなかつたやつて譲渡のやりとりをして、またやりとりをするようなことをやつていへば何にもならないのだから、そういう場合には国がこれを管理するのだというくらしいことは当然加えなければならぬ。そういう腹があるのかないのか。あるならあるのだといふことをはっきりしておいて、再び譲渡させるようなことはいたしませんと、はっきり言つてください。

○川上政府委員 私の方としましては、そういうものについて国家管理をするといふことについては、今のところ

考えておりません。国が管理をいたしますと、一面におきましては国が試掘をやらなくては意味がないといふことになりまふ。現在国にいたしましては、直接試掘をするという考えは持つておりませんので、やはり一般の民間の方々に対しては試掘をやらせることが現在においてはいいと思つておりますから、お話がありましたように、これを国家管理するといふことは考えておりません。

それから再々申し上げますように、一ぺん譲渡したものがまたあとで譲渡を受けるというふうなことは、その前に誠実に探鉱するという意思がなかつたのですから、またあとでさういふ意思が出て来るといふことも考えられまふので、私の方としましては、そういうケースは絶対にないと思つておられます。

○長谷川(四)委員 くだいようですけれども、もう一度聞きます。まず一度甲から乙に譲渡した、ところが乙がその目的を達することができなかつたためにやむを得ずまた譲渡するといふ場合、それはどう処理されますか。

○川上政府委員 今度の法律によりまして、試掘権の期限がわずか一年でありますので、もしこれを延長する場合においては、また許可を受けて延長するといふことになりまして、期間をきめて短かく限つておりますので、そういう場合においては、延長の許可をしないで、別な人にやらせることになつておられます。

○長谷川(四)委員 私はどうも約得が行かない。別な人といつても相手はたゞくさんあるならいいのです。たゞくさんないのですから、あなた方が目立つと

ころは、要するに、帝石だとか日鉱だけしかないので、二つしかないものが、右の手から左の手に行つたものが、また右の手にもどつて、一年でまた目的を達しなかつたらこれをどうするかというところなんです。また一年延期した、やらなかつたらまた一年させておく、それじや何年たつても同じことなんだ。だから一年たつても政府の意図するようにやらなかつた場合は、国が取上げて、国が持つていくことなんです。

○川上政府委員 大體帝石と日鉱だけというふうにはわれ／＼の方では考えておられません。ほかにやはり相当の能力を持つてゐるものがある程度ありますので、私は長谷川先生がおつしやいましたようなことは起り得ないといふふうに考えております。

○長谷川(四)委員 それはどうしても局長がはつきり言えない理由はないと思つた。そういう場合は、はつきりした処断をするのだといふくらしいことは、言えないことがないと思つた。次に移りますから、その間考へていた、そのくらしいことを言つてもさしつかえないといふ決意ができた、またあらためて何うか言つてくださ

次に十九条によりまして、通産大臣は必要があるときは経理の是正、業務の改善に関する勧告ができることになつてゐる。この経理の是正あるいは業務の改善とは、どんな内容をさすのであるか。特に配当の制限は経理の是正に含まれてゐるのだが、こういう面も同じように考へておられるか。私は経理の是正の中には、配当の制限に関する勧告も当然含むであらうと思つた。ま

たその運営の衝に当る者が不適格であると認められるときは、業務の改善に關連して、人事について勧告ができるかできないかといふことをはつきりしておかなければなりません。この規定におきまして、石油の探鉱を促進するために必要といふことは、勧告を行う場合の要件となつてゐるが、配当を制限したり、探鉱費に充当することによつて探鉱促進ができるのだ、有権的配当制限についての勧告といふこともまた私は当然加えなければならぬ、また人事についても、適切でないと思つた場合には、局長は本法の作成に當つては、どういふような考え方をもちたか、これを提案したか、明らかにしていただきたい。これは重要な問題ですから、次官からもお答えいただきたい。

○川上政府委員 私の方としましては、少くとも石油の探鉱を急速に実施するといふ目的を持つておられますので、勧告の内容については、配当の制限をしても、探鉱の方に金をまわすといふことを十分できると考へております。ただ人事の問題につきましては、ここでは業務または経理とありますので、人事については別に勧告の権限はないと思つております。

○古池政府委員 この法律は申すまでもなく、石油資源の探鉱を急速に促進したいといふ目的を持つところの臨時の措置としての法案でございますが、ゆえに、業務または経理の改善に関する勧告も相当政府は広い意味に解釈して適用をして参りたいと思つた。また人事に対する政府の干渉といふ問題は、法律上の権限あるいは行為としてはいささかこの法律案からいひまして行き

過ぎではないかと思ひますが、行政上の指導といふことは十分できるのではないかと考えます。

○長谷川(四)委員 私にあえて国が少しくらいの株を持つてゐるから、それをかさに着てやれという意味ではございませぬ。しばらく前から国内資源といふものをいかに生かさなければならぬか、それはすなわち国家的の大事業でございまして、そういうような点のために配当を制限する、また人事を刷新するための意見を述べるといふようなことは、すなわち私は、たとえば帝石にいたしましても、日鉱におきましても、その会社の育成のためにあるのだと思ひます。その育成のための一つの手段である私は解釈をいたしております。こういうような点から考えましても、国家的と並行してやつてもらわなければならぬ最も重要な使命を帯びたところのこの会社であり、またこの会社をその目的のために到達さすべくこの臨時法案が提出されたわけではございまして、その点につきましても、十分考えてもらわなければならぬし、また政府としてもただ行政指導だという意味でなく、もつと本腰を入れた指導に當つて行かなければならないと信じてやまないののでございます。従ひまして、私は配当の制限や人事、こういうような面に対しまして、これを行はしめるといふことは、決してその会社の不利のためにはなくして、その会社を育成し、拡大強化さして行くその目的の手段であると信ずるのでございまして、従ひまして、こういうようなことは公表すべきであらう。たとえ勧告といふようなものは、すみやかに公表して、勧告の発表

といふものを明らかに公示すべきだといふふうには私は考えております。その点について次官はどういうようなお考えを持つておられますかお伺いをいたします。

○古池政府委員 ただいまの御質問の趣旨につきましては、まづたく私も同感でございまして。ただ現在の会社は、かつて昔ありましたような、いわゆる国策会社、特殊会社ではございせんので、役員を政府が任命するとかあるいは役員を政府が解任するとかいふことを法律上の権限としてやることは行き過ぎであらうと考えます。けれども、しかし常に嚴重なる監督をいたす立場から、行政上さうな目的は十分実質的にいて達成でき得るものと考へかつまたさういふ線に沿つて運営をして参りたいと思ひます。

○長谷川(四)委員 この十九條、通商産業大臣または通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において経理または業務に関する報告を徴することができるといふことになつております。この報告といふものはどういふものをさされてゐるのか、こういうことでございまして。本法の制定の目的は、石油の探鉱といふことを急速に促進せしめることにある以上、重要な探鉱候補地への試掘権をほとんど独占している形になつてゐるところの企業、すなわち帝石といふようなものがあげられるわけですが、これらは当然経理上最大限の範囲内で探鉱費の増加をはかり、探鉱活動の拡大強化をはからせようとするのの眼目となつておるやうに私は考へるのでございまして、従つて帝石の行つた探鉱活動が、事実上の独占企業

の行い得る最大限度のものであるかどうかを的確に把握することは、法の施行に必要な限度内という制限を前提にしても当然行ふべきものと考へ得られるのでございまして、少くとも私は次に二、三申し上げてみますが、たとえば指定地域外において行つた探鉱実施計画書とか、毎事業年度の収支見込表だとか、あるいは事業計画書だとか、毎決算期における決算書だとか、こういうようなものを言うのであるか、またはほかにもどういふお考えを持つてゐるものが法律の中に載つてゐるのかといふことをお伺いしたいのでござい

ます。

○川上政府委員 ただいま長谷川先生がおつしやいましたように、私の方としましては、これはきわめて広く、かつまたきわめて細目にわたつて報告を出させるという考へを持つております。この第十九條を見ますと、「探鉱権に係る探鉱権者から」といふふうになつておりました。その探鉱権といふのは、試掘権だけではなく、試掘権も全部入つての探鉱権といふことになつておりましたので、きわめて広く、先ほど先生がおつしやいましたように、指定地域のみならず、指定地域外の業務の状況につきましても報告させるといふやうに考へております。

○長谷川(四)委員 私の考へ方は、つまり政府の提出された資料によつて判断をしなければならぬ、その判断の基礎をどこに置くかといふことでござい

ます。判断の基礎がどこにあるかといふことは、最もこれが重要なわけではございまして、いすれにしても、いかに指導するといつても、勧告権があるといつても、一々その会社の内容に立入つての指導もなか／＼できかねま

うし、そういうことでござい

ますから、その提出される書類といふものは、なるべく広範のものではないければならぬ、その広範のものを提出をさせまして、その判断の基礎にする、その基礎の上に立つて誤らないところの私は断を下さなければならぬと思つたのであります。断とは何か、すなわちあなた方がおつしやするところの行政指導は、その面によつて現われて来るものであらうと思つてゐます。でありますから、こういう面につきま

しては、申し上げたやうな、なるべく広範の範囲において提出を求めなければならぬと思つてゐるのでございまして、今局長は、なるべく広範の範囲と言われま

したが、私が申し上げた以上にまだ広い範囲があるとするならば、どういふやうなものがあるか、ひとつ伺つておきたいと思つてゐるのでござい

ます。

○川上政府委員 今長谷川先生が具体的な例を述べられました。たとえば指定地域外のところである／＼な業務について、たとえばどこをボーリングをやつておるとか、あるいはそれがどういふふうになつておるとか、あるいはどこ／＼の地域を今地質調査しておるとか、それがどういふふうになつておるか、その金の使ひ方がどういふやうなふうになつてゐるか、かようにきわめて広くわ／＼の方としましては考へております。

○長谷川(四)委員 第八條といふやうなものにおきまして、先ほど申し上げた十九條におきまして、先ほど申し上げたのは重要視されなければならぬ内容だと思つてゐるのでございまして、指定地域内の試掘権——一定の有資格者に譲渡されることになつてゐる、この有資格

者は大手二社を除いてはまだまだたくさんあるといふやうな御答弁でござい

ますが、資本力、技術力の乏しいものに譲渡しても無意味であらう、そこで結局はピンポン玉のといふやうな言葉が出るわけではござい

ますが、このやうなやりとりばかり行つておるといふことになると、私が心配して申し上げたやうな結果となるのでありまして、さういふやうな点には十分断固とした腹をもつて臨んでいただきたいと思つてゐ

るのでござい

ます。

次に、今提出する法案といふものは非常にりつぱな法案だと局長みずから自負した法案であります。それはどのようなものでもないやうに見受けられますが、局長としては幾らか前進の感があるやうに見受けられますので、大体以上申し上げたやうな点については十分御留意願ひしたいと思ひます。

石油に關連して通商産業局長に伺います。局長は、日本の石油状況と言つてい

るのだが、二十八年に九百万トン、二十九年にはおそらく千二百トンばかり、これでは国内をまかなうことができないやうな状況であります。そこで原油と精製したものと両面から輸入をされるのが、この輸入もそう長くはない。今川上局長は五箇年間に大体七百万トンの石油を出すといふ腹で行くのだから、あなた方にはさうたくさん心配させることはないと思つていただ

けども、大体五箇年間の第一歩を行くわけだ。そこで何うのだけれども、あなたは原油を持つて来ることに、精製されたものを持つて来ることに、どちらに重点を置いて輸入をやられてゐるかをまず伺つ

て

たい

と

思

ひ

ま

す。

○

長

谷

川

(四)

委

員

第

八

條

てみたいと思うのでございます。

○牛場説明員 石油の需給関係は鉱山局の方で主としてやっておりますので、私の方では輸入が幾ら必要かという点を鉱山局とよく相談しましてからきめておる立場でございます。それで原油と精製とどちらに重点を置くかという点でございますが、私どもの立場からしますれば、主として外貨の面から、どちらが節約になるかという点に重点を置かざるを得ないわけでありま

品を輸入すればFOBで一キロリットル当り自動車用のものは三十ドルくらい、飛行機用のものは五十ドルくらいになるわけでありまして、これに對して原油の方は一バーレルで大体二ドル見当というところでございますから、これをキロリットルに直しまして十三ドルくらいになるわけでございます。しかしこれだけでは標準になりませんので、詳しいことはひとつ鉱山局の方から御説明願つた方がよいと思ひます。

○長谷川(四)委員 原油と精製したものと考へたときに、外貨の点から原油に重点を置くというのだが、それはどういうところからのお話か、明らかに御説明願つておきたいと思ひます。

○長谷川(四)委員 ですから外貨の面に重点を置かなければならないということをお話するまでもないのです。そういうことを言うとおなたの答弁はしどももどろになつて来るのです。それじや精製したものにFOBがないかという点と、ある。それはだめです。それじや簡単に最後に伺つておきますが、私の考へ方は、英國から石油を入れてアメリカからは石油を買うなどというのです。アメリカから物を買う場合には、石油でなくても買ふものはたくさんある。いづれにしてもあなたがいなければならぬ通商という観点に立つて、英國から石油を買つて、アメリカから石油を買わないで、他の物を買えという考へ方を私は持つております。意見をたくさん述べるといふならば持つております。こういう考へ方をあなたは持つたことがあるか。従つてその一点として、たとえばあなたの重点を置くという原油を持つて来るにしても、一番近い所から持つて来られて、そうして国内に持つて来て精製したときに、その結果は揮発油分が非常に多いパーセントを示しておる、こういう点から

○長谷川(四)委員 あなたが答弁をしたのならば、うしろの通商局長が外貨に重点を置くと言ふのだが、その重点というものはどういふことかわからぬから聞くのです。

○長谷川(四)委員 ですから外貨の面に重点を置かなければならないということをお話するまでもないのです。そういうことを言うとおなたの答弁はしどももどろになつて来るのです。それじや精製したものにFOBがないかという点と、ある。それはだめです。それじや簡単に最後に伺つておきますが、私の考へ方は、英國から石油を入れてアメリカからは石油を買うなどというのです。アメリカから物を買う場合には、石油でなくても買ふものはたくさんある。いづれにしてもあなたがいなければならぬ通商という観点に立つて、英國から石油を買つて、アメリカから石油を買わないで、他の物を買えという考へ方を私は持つております。意見をたくさん述べるといふならば持つております。こういう考へ方をあなたは持つたことがあるか。従つてその一点として、たとえばあなたの重点を置くという原油を持つて来るにしても、一番近い所から持つて来られて、そうして国内に持つて来て精製したときに、その結果は揮発油分が非常に多いパーセントを示しておる、こういう点から

○牛場説明員 原油を輸入しまして、それから揮発油、重油、軽油というようなものが出ておるわけでございますが、このプロセスは私もしろうとなもんでございまして、よくわからないのでございまして、とにかく値段の点から申しますと、原油を入れた方が外貨の節約になるというように私どもの方で考へておる次第であります。たとえば揮発油にいたしましても、現在製

考へてもまたしかりと私は信ずる。あなたの御承知のように、可燃性織物の問題もある、まぐろの問題もある、陶器の問題もある。何もアメリカばかり考へる必要はないと思ふ。そういうふうにあなたの考へていることを一変して考へ直して行つたらどうかと私は思ふのだが、その点ひとつはつきりお答えください。

○長谷川(四)委員 距離の点とはともかくとして、私の考へ方は、つまり通商の關係については非常な圧迫を加えておる英國であり、そういう点については私は可とするものではありませぬけれども、そういう方向への転換の通商ということを考へたならば、これはまた

一、二考へられる新しい面が打開できるのではないかと、こういうふうな考へるのでもないか、たとえば今度の日本の可燃性織物のような点につきましても、まぐろのような点につきましても、アメリカはわれわれがそう喜ぶべき取引先でもありますまい。はかりにかけてみればどうもどつちだ。われわれもあの人たちをそう信頼して行かうといふことは考へる必要もないけれども、そういう方向に転換して行つたならば、あなたの方の目的とする通商というものがそこにある。従つて石油の問題をあなたに直接聞くのもおかしい話であるが、私はあなたとは考へ方を異にいたします。なるべく原油を持つて来るなといふことです。なぜ持つて来るなと言ふかといふと、私の考へ方をあなたは御承知ないかもしれないが、たとえば石油事情が日本より悪いイタリヤにおきまして、フランスにおきまして、石油化学というものをやつておつて、一たび原油を持つて来れば余すことなくこれを全部高度化して使つておる。こういう点でありまして、逆に日本は原油を持つて来て、せつかく持つて来た原油を余すことなくというわけには行かない。石油化学までやつて、余すところなく資源を高度利用するといふところにまわしてやるべきだ。あなたは御存じないかもしれないけれども、先日日本の業者を呼びましたところが、日本の輸入業者は、自分たちが小さいために、そういう化学までやるだけの規模を持つておられないと言ふんです。規模を持つておられないというならば、資本を統合して一つものになつてやれと言つたら

ば、それでもできないと言ふ。できないというならば原油を持つて来てはならない。精製したものを持つて来い。精製したものと原油で持つて来た価格の相違というものは、あなたのおつしやるように利益になるというようなことは、大間違ひでございます。そうじやないのです。かえつてマイナスになるといふ今も御意見がございまして、その通りでございます。だから原油に重点を置くんだという考へ方は、改めていただかなければならないと思ひますのでございまして、申し上げたような点から考へて、原油はなるべく少くして、精製したものをたくさん持つて来い。その精製したものの重要度に応じて、利用度に応じてそれを持つて来い。いやがもう一つ一つの原油を持つて来れば一つのパーセントのものしか出て来ない。そうでなく、最も重要視されるようなものだけを持つて来い。そうなたたならば、あなたの外貨の御心配もなくなるのではないかと。こういうふうな考へ方はどうでございますか、あなたのお考へはどうかと思ひます。

○長谷川(四)委員 距離の点とはともかくとして、私の考へ方は、つまり通商の關係については非常な圧迫を加えておる英國であり、そういう点については私は可とするものではありませぬけれども、そういう方向への転換の通商ということを考へたならば、これはまた

○牛場説明員 ただいまの御説の中には非常にごもつともな点もあると思ひますのでございまして、なおよく研究いたしてございまして、妥協な線を出して参りたいと思ひます。明年度におきまして、製品輸入は大体本年度とかわらない程度には行つて参るつもりであります。これは鉱山局長の方から申し上げた方がいいと思ひますが、ただ国内の施設等もだん／＼改良されて参りまして、日本の国柄から申して、なるべく原料に近いものを持つて来て、国内で精製するという方が、原則論としてやはり

いいんじゃないかというふうに考えておられます。

○長谷川(四)委員 あなたがみずから石油の方は鉱山局長というお話でございまして、きょうの新聞を見ますと、鉱山局長の意見との食い違いがあるようございまして、私は鉱山局長の意見を支持します。というのは、あなたみずからが石油は鉱山局長というふうに言われるのですから、すでにあなたが鉱山局長の御意見はその通りであろうというふうな裏づけがございまして、あるから私は鉱山局長の御意見の方が、まづたたくしかりであると思う。

精製したものをたくさん持つて来い、その方が日本自体の経済上有利であると考えてのございまして、あなたもなるべく鉱山局長の御意見に従つて、精製したものを持つて来るように、ひとつ本日よりお気持ちを転換していただきまして、あなたがさきほどおつしやつた石油の方は鉱山局長がという、その鉱山局長の御意見に従うようにぜひお願いを申し上げます。

○牛場説明員 決して私と鉱山局長が意見が違つておるといふことはないのでございまして、来年度の輸入量につきましても、先般来つたと打合せまして、意見が完全に一致しておりますから、どうかその点は御安心願いたいと存じます。

○大西委員長 次に川上君。

○川上委員 私の質問はごくわずかでございまして、政務次官にお聞きしたいのです。国内の石油の問題でこの法案も出ておりますし、政府もいろいろ考えられておるのだが、私はどうも日本の石油精製の全体というものを考えたとき、形式ばかりのことを政府が考

ておるようなだけけれども、問題にならぬのじゃないか。この点で御意見を伺つて参りたいのですが、言うまでもなく日本の石油精製会社というものは、日本石油を初めとして、東亜燃料でも興亜でも三菱でも昭和でも、すべてアメリカの資本を中心とする外資に握られてしまつておる。しかもこれが原油の供給という条件だけで五〇%、東亜燃料なんかは五五%の株を外資が握つておると思ふんですが、そういうことで軍役の半分、あるいは副社長はみんな主としてアメリカ人がやつておる。会社の損益勘定は、アメリカが一方的に計算をしておるわけですか。これは会社独自の計算にはなつておらぬはずであつて、向うさんがかつて損益勘定を計算して、そうしておいて、その利益の半分を渡さなければならぬ、日本自身で石油の独自の販売網を持つことはできないという契約になつておる。アメリカ人といへば、たいへん特権者のようになっておつて、非常にた

くさんの支配人があり、顧問がおるが、チンピラの小僧つ子でも月給三万円以下はない。普通のアメリカ人は月給八十万円以上とつておる。こういうアメリカ人がたくさん入つておる。石油の価格は、完全な国際カルテルの独占価格であつて、これは競争者がない。その結果、三菱石油あるいは昭和石油のごときは、七億圓ないし八億圓の利潤をあげておるといわれておる。こういう連中が日本の石油生産の九〇%以上を占めてしまつておる。これが問題だと思ふ。この問題を考えずして、帝石の問題、政府が監督をするとか、なんといふような問題、こんなものをいじくりまわしておつたところ

で、一体日本の石油問題についての政策が立つのか。そこで今度の法律なんというものは、日本の石油政策としていい悪いと言ひに値せぬほどのものじゃないか。なつちやおらぬのじゃないか。

そこで私の聞きたいことは、この日本における石油生産の九〇%以上を占めておる外資、日本の自主性をまつた失うてしまつた石油事業、これをほつておいて、このまま助長しておいて、これで日本の石油政策が立つと一体政府は考へておるのか、あるいはこれはもはや何ともしようがないのだ、政府ではもう矢も鉋もたぬのだ、だからこれはそつとこのままにしておくよりしかたがないから、そこでせめて帝石でもいじくつておこうというくらいに考へておるのか。第三点は、この日本の石油生産の問題について、根本的な考へ方があるのかないのか。この点をまず第一にお聞きしたい。

○古池政府委員 申すまでもなく現在の文明国におきまして、石油の持つております機能といひますか、重要性といふものは、非常に重大なものであります。しかるにもかかわらず、わが国にはなほ残念ながら石油の資源には乏しいのでありまして、總需要量に對しまして、きわめて僅少の量しか国内では生産されておらず、その大部分を外国に仰がなければならぬという弱

い立場にあるのであります。これは一つは自然的条件でありまして、相当努力をいたしましても、究極においてやむを得ないことではあると思つてあります。そこで私どももいたしましては、この重要な、国民生活にとつても、あるいは国家の産業にとつても

きわめて重要な石油を、将来にわたつてで得る限り確保して行く、そのためにはこの石油の性質からいつて、どうしてもこれを多量に有しておる国家との間に、国際的な協力を十分にとつて行くといふことは、やはり政策として必要にやなからうかと考へます。そうして少いといへども、若干わが国に恵まれております石油は、この際あらゆる手を講じて、極力これが採油の促進に努めて行く、で得るだけは国産の石油でまかなつて、足りないところは、非常に多いのでありますから、これは輸入にまかななければならぬ。その輸入に關しましては、できるだけ国際協調といふことを考へつつ、円満に将来も行われて行くようにいたしたい、これがわれわれの考へておるところであります。その前提として、石油資源につきましてわが国は非常に貧弱な、弱い立場にあるといふことをぜひ頭に置いてお考へをお願いしたいのであります。

○川上委員 これは国際協調でも何でもないと思ふのです。あくまでもこういう問題は商關係の問題であつて、何れも外交關係の問題でも何でもない。商行為です。それから第二の問題は、国際關係なんというもののじやなくて、大體アメリカにとられてしまつておると言つてもよい。この状態をよいと前提して石油政策を立てておられるのであるか、これでは困るというのを考へて石油政策を考へておられるか、この点なんです。この点をはずきりせぬと、政府の石油政策というものは合点が行かないことになるわけなんです。

○古池政府委員 お話のごとくに、石油を輸入するといふことは商行為と申

しますか、商売には間違いありません。その通りでございまして、しかし現在の世界の情勢を考へてみます場合に、やはり商売といへども、必ずこれは円滑なる外交といふものと相伴わなければ十分に運行がでないものと私は考へます。外交は外交であり、商売は商売であるといふことは、觀念的には區別して考へられますけれども、實際問題といたしますならば、外交と商売といふものが相伴つて行くところに、初めて円満に目的を達することができるとは思ふまいと思ふのであります。それからアメリカにすつかり押えられておるのではないかと仰せでございまして、なるほどこれはさうな御見解もあるかもしれませんが、しかし現在率直に考へまして、日本の現状としては、自由國家群の一員として独立をしておる關係上、アメリカを主軸とする自由國家群と親密なる国際協調を保つて行かなければならぬといふことは當然なことではございまして、ただ一概にアメリカに押えられておるとのみ考へることも、どうかとわれわれは思つておるのであります。

○川上委員 これは押問答をしてもしかたがないと思ひますが、日本の石油精製事業は、一概にアメリカに押えられておらぬといふようなことを、これは政務次官だからしかたなしに言うておられるだらうと思ひますけれども、あなたが野党になつた時分にもそういうことを言えますか、そんなことが普通の常識をもつて……。あなたの立場はちよつと同情します。しかしあなたがかりに野党議員になつたときに、これはしかたがないと言へますか。ほんとうはどう思ひますか。

○古池政府委員 お話のごとくに、石油を輸入するといふことは商行為と申

○古池政府委員 たいへん御同情のある御質問を伺いましたが、私は決して向米一辺倒でも何でもないのであります。率直に公正に現在の日本の立場を考へてみます場合に、どうしてもアメリカとは親密な関係を維持して、その力をわが国が十分に利用して参らなければならぬ。あるいはこれの援助を十分受けて行くことが、今の日本として必要ではなからうか、こう考へておりますので、かりに私が野党の立場になりまして、そのことは間違いないと存じます。

○川上委員 これはこれ以上やりますまい。しかしこれはしかたがない、アメリカさんの言うことを聞かなければ日本はどうもならぬのだから、どうやられてもやむを得ぬという御答弁だと思ふのですが、これは腹の中では、おそらく政務次官も、困つた問題じやろうと思つてゐるだらうと思ひますが、日本としてしかたがないという答弁だつた。

そこで第二点ですが、この会社が再軍備計画と呼んで、生産を倍加しようと思つてゐる。この点は私は直接タツチしておりませんから、間違つておればそれを指摘してもらいたいと思ひますが、現在十三万八千パーレルくらいの生産を持つてゐると思ひますが、これが第一次で二十万一千八百パーレルくらい上つて行く、第二次で二十八万パーレル以上上る五箇年計画くらい持つておられるのか、こう思ふのです。そうすると、これはまことに龐大な生産になつて、その原油は全部カルテックスとか、シェルとか、スタンダードとかいうのが独占的に日本につき込んで、ほかのを買ふことがで

きない。そして販売もこの会社と提携しなければ、独自に販売もできない。そうすると、日本の石油生産事業というものは、これはまったく外資導入の会社、言いかえれば外資に押えられてしまふので、こういう計画になつてゐるかどうかということが第一点。

それから日本が五箇年の後に、日本の石油の需給関係、生産関係の上で、全生産量のどのくらいの量をこの外資導入の会社が持つようになるか。今九〇%くらいだろうと思ひますが、この比率、これが第三点。それから第三には、全体の輸入抑制によつて原油の輸入を抑制するかどうか、来年この考へがあるかどうか、これが第三点ですが、まずこれだけ承つておきます。

○古池政府委員 将来の増産計画について、今相当大きな御数字をお示になつて、そういう計画があるかどうかというお尋ねでございますが、私はそういう計画を聞いておりません。なお念のために鉱山局長にも尋ねましたところ、鉱山局長もそういう計画は知らないということでございます。

それから明年度の輸入計画につきましては、目下外貨予算編成中でございますが、決定を見ておらぬのであります。

○川上委員 そうすれば、外資導入会社は今増産計画はないのですか。これは鉱山局長でもよろしゅうございませう。

○川上政府委員 私はそういう五箇年計画というものは全然聞いておりません。ただ各社の方である程度の拡張を希望し、またそれをやろうとしてゐることは事実であります。私の方としましては、現在の設備の状況からい

して、過剰投資にならないように極力現在以上に各社がふやさないようにというところは、いろいろ勧告はいたしております。

○川上委員 それはちよつとおかしい。現在いろいろ拡張工事をやつておる。計画をどん／＼進めておる。そして資金をどこから借り入れておる。五年後における二十八万八千パーレルの計画は、間違ひありません。これを知らないのですか。ほんとうに知らないのですか。

○川上政府委員 四日市の問題と徳山の問題、これを除きましては、私の方としては従来とにかく認めておる以上については、全然その増設については関係しておりません。

○川上委員 そうすると政府は帝石の問題とか、今度の法律まで出してどうとか言つておられますが、この外資の会社がどういふ計画をしておるのか、日本の石油生産がどうなつておるのか、五年後にはどういふぐあいになるのか、全然知らずに帝石をいじくつておるのですか。この法律はそういう法律ですか。これはとんでもないと思ふ。

そんなことで帝石を助けたとか、検査するとかして、何をしておるのですか。話にならないと思ふ。そうすれば、今後の日本の石油生産計画について、政府は何にも計画を持つておらない。見通しも持つておらない。また外資の人つておる会社がどういふ計画をしておるか、一向知らない。考へておらないのですか。この点はどういふことになるのですか。これを政務次官なり、鉱山局長でもけつこうですか、御説明をお願いしたい。

○川上政府委員 国内の石油の開発につ

いては、今まで再々申し上げておりますように、私の方としては単に五箇年後において百万キロリットルという程度ではなくて、なるべくよいに生産ができるようにということである／＼進めております。またこの法律も、それを容易ならしめるための法律と考へて、私も提出しておる次第であります。

それから精製の方については先ほど申し上げました通りでありまして、各社がかつてに自分ではそれ／＼考へておりましたように、私の方としては、現在の設備が過剰設備にならないように、それから外貨の現在の事情なり見通しなりを考へまして、四日市の問題とかあるいは徳山の昭和石油に認めましたもの以外については、現在私の方としては、精製設備を増強することは考へておりません。

○川上委員 それでは全然石油生産についての総合的な計画は、政府は持つておらないということが明らかになりました。また各社の考へておること、何を考へておるか知らないという御答弁でありますから、総合的石油生産計画は政府にはないという結論になります。そこで今の御答弁によると、百万キロリットルを計画しておるといふことですが、これは審議会の方では、年額十億を出して五箇年間に百万キロリットルと言つておる。ところが一億三千万円しか出しておらない。これでは何年かかるか。そういうあてずっぽうの答弁をしてはいけません。十億を投資して、審議会の答申は百万キロリットルの可能性があると言つておる。ところが政府は、一億三千万円という。そ

れで百万を考へておるといふのは、何年間にやるのですか。

○川上政府委員 審議会の答申として、おつしやる通り初年度においても十億程度の助成金を要求したのでありますが、いろいろな予算の問題がありまして、これが一億三千万円ということになつたのです。私も私としては、初年度においては一億三千万円出ることになつたのでありますけれども、これを極力有効に活用し、また帝石その他の自己資金あるいは開銀その他の融資等を考へまして、この五箇年計画は、最初計画通りにはとても行かないと思ひますけれども、次年度以降においては、助成金についても極力よい出しを考へております。最初の問題では、とても五箇年計画は遂行できない、それはあてずっぽうだと思ひますが、私の方としては、次年度において極力助成金をよけいいたして、開発を所期通り進めて行きたいという考へを持つております。

○川上委員 政府はまったくいかにけんな答弁をしてゐる。これではいけないと思ふ。五箇年計画なんかは、緊縮予算とか言われてはできませんと、なぜ言われないのか。はなはだ困つておりますというように言わないと、国会の審議はほんものになりませんよ。来年度十億も十五億も出して行きますか。そんな見通しは全然ないじやないか。来年度出すくらいならば、ことし出せばいい。これはフランスのように二十億、三十億をつぎ込んで大々的な探鉱をやつて、その結果百万から百万になるのであつて、一億やそこら出したてみたところで、どうにもならないの

〔休應後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔附会により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年四月二日印刷

昭和二十九年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局